資料6

運賃協議部会の設置

立川市産業まちづくり部地域公共交通担当課

運賃協議会とは

- 令和5年10月1日より、道路運送法の改正が適用となり、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃に係る協議方法が変更になりました。
- 協議運賃については、地域公共交通会議で協議されていましたが、独占禁止法に抵触しないために、構成員を限定して、地域公共交通会議とは別の会議等で運賃を協議することが必要となりました。(道路運送法第9条第4項)

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 **道路運送法　9条4項概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則　9条の２概要

法第９条第４項の協議が調つたときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施　などを想定

新 **道路運送法　9条5項概要**

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】　運賃協議会

⇒協議が調えば運賃を届出

新 **道路運送法　9条4項概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

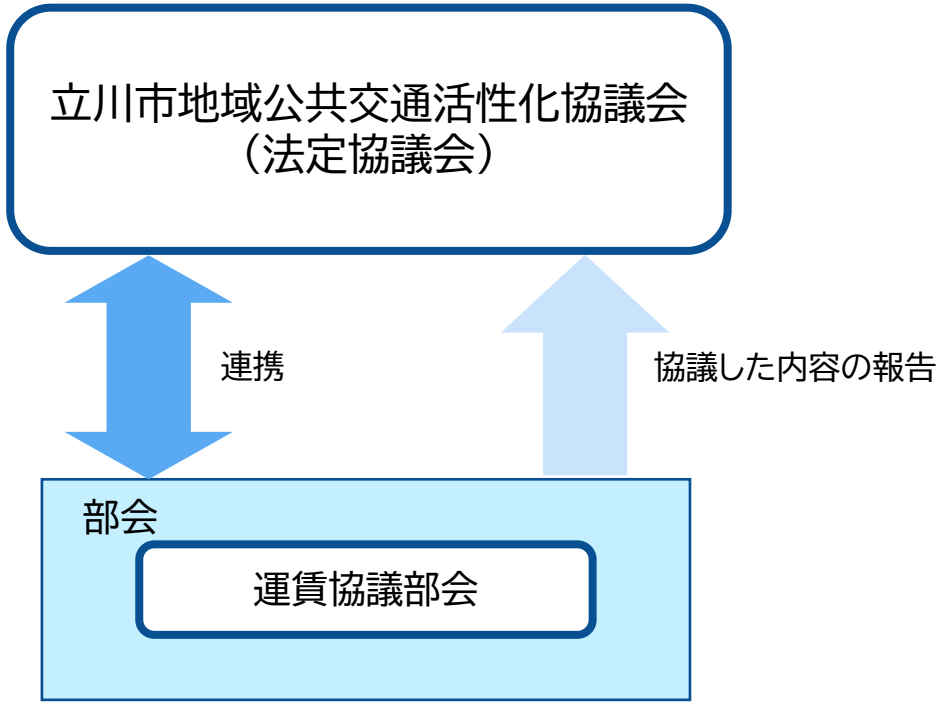
一　市町村又は都道府県
二　当該一般乗合旅客自動車運送事業者
三　地方運輸局長
四　市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

（出典）国土交通省関東運輸局資料（抜粋）

運賃協議部会について

- 同法第9条第4項に基づき、くるりんバス運行ルート見直し実施に係る運賃について、協議会で協議する必要があるため、立川市地域公共交通活性化協議会の部会として、『運賃協議部会』を立川市地域公共交通活性化協議会条例第7条に基づき設置します。

● 体制イメージ



● 運賃協議部会の委員（案）

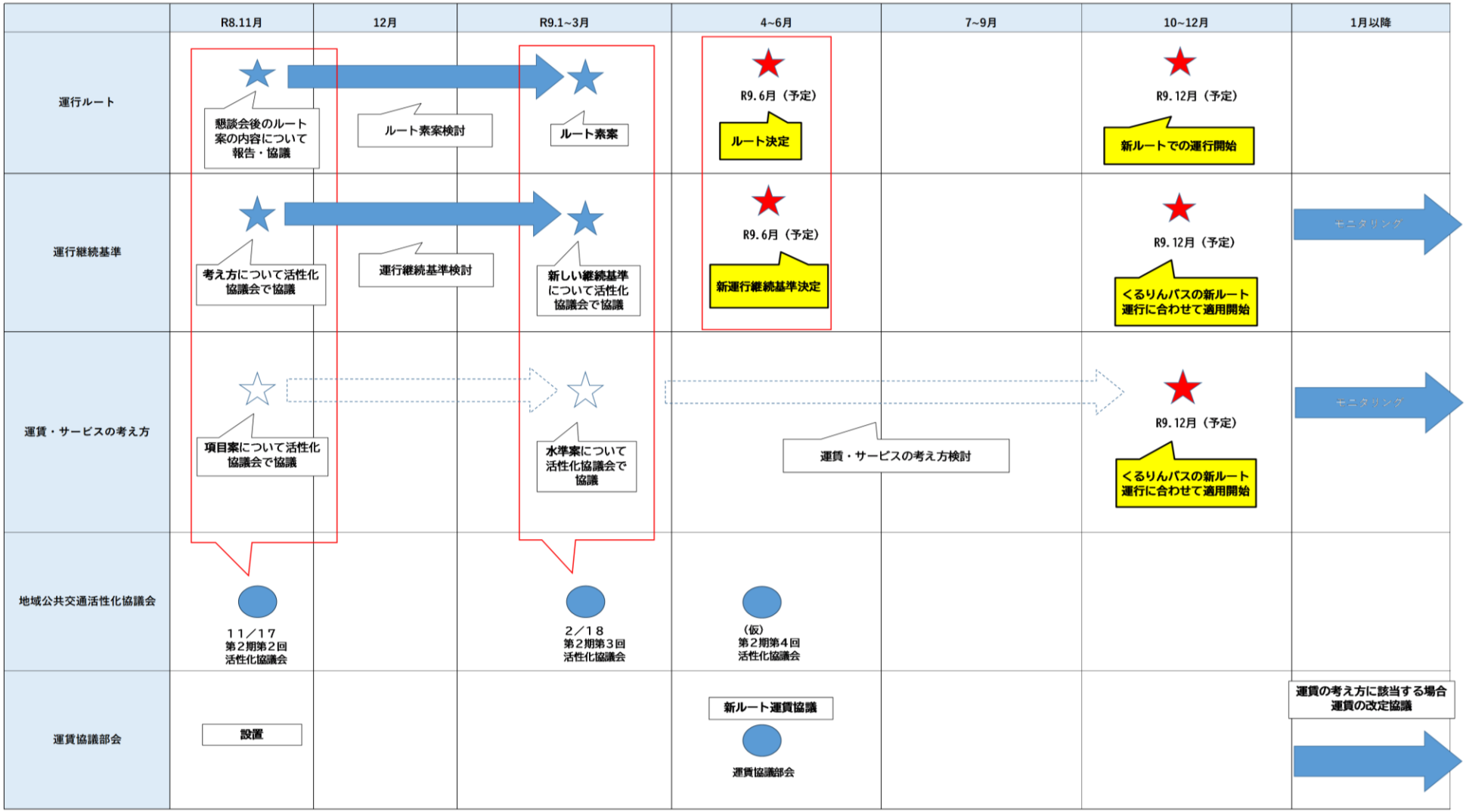
構成員	団体名・役職
当該一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
地方運輸局長	国土交通省関東運輸局東京運輸支局
住民意見代表者	立川市自治会連合会推薦者
市町村	立川市産業まちづくり部・部長

路線や停留所、運行系統（運送の区間）に変更が生じる場合は、その変更内容により運賃等の協議が必要となります。

運賃協議部会の開催予定について

新ルートの運賃については、運賃協議部会にて協議・決定を行う。なお、運賃の考え方については、活性化協議会で新ルートにおける「運賃の考え方」を踏まえて決定する。

運行継続基準と運賃・サービスの考え方策定と運賃協議部会のスケジュール



【参考】立川市地域公共交通活性化協議会条例

○立川市地域公共交通活性化協議会条例

令和６年３月22日条例第19号

立川市地域公共交通活性化協議会条例

（設置）

第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第６条１項の規定に基づき、同法第５条に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うため、市長の附属機関として立川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議する。

（１）　地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項

（２）　地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

（３）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項

（４）　道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第１号に定める交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する委員30人以内をもって組織する。

（１）　学識経験者

（２）　公共交通事業者等の関係者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　公募による市民

（５）　利用者の代表者

（６）　市職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

５　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第７条　協議会は、特定の事項を協議させるため、部会を置くことができる。

２　部会長及び部会の委員は、第３条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

（委任）

第８条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和６年７月４日から施行する。